

第4回 航空従事者の飲酒基準に関する検討会 議事概要

1. 日時：平成31年2月28日 15:00~17:00
2. 場所：中央合同庁舎3号館 4階特別会議室
3. 出席委員：井上委員、河内委員、小林委員、津久井委員、樋口委員
4. 議事概要：

○事務局から資料に沿って説明し、その後意見交換を行った。

(委員から出された主な意見)

- ・飲酒対策については、国の制度や会社からのトップダウンと現場担当者からのボトムアップを上手く組み合わせて、実効性のある対策の速やかな周知・浸透を期待している。
- ・自動車の飲酒運転対策の経験から、飲酒対策を関係者が一体となって進めていくことで、教育・啓発の効果が上がりやすい。
- ・危機管理として、一つのこと（飲酒）に気を取られて、ETOPS 運航など他の安全確保に必要な確認に漏れが生じないように気をつけて欲しい。
- ・相談窓口について、周知も重要だが依存症の本人が自発的に来ることは少ないため、家族や同僚からも相談しやすい仕組み作りが必要。
- ・教育資料の動画について、過去の事案の原因を掘り下げて今後も内容を追加して欲しい。精神的な問題については家族の協力が必要となるため、家族への啓発も促進して欲しい。
- ・客室乗務員及び運航管理者の飲酒基準は提示された考え方でよいと思う。整備従事者については業務内容をしっかり整理し議論すべき。
- ・整備従事者の飲酒基準のうち委託先の取扱いについて、特に海外の委託先も含めて整理が必要。運航管理者について、大手の運送事業者はチームで業務を行うため、最終確認する責任者を対象とすることを検討すべき。
- ・第三者立ち会いの要否は、当該業務の内容と飲酒によるリスクを評価して議論すべき。
- ・教育資料にある、アルコール計測値に飲食物等の与える影響について一度下がって再度上昇するケースの原因やデータ出典を示すべき。

以上